

目 次

- 第1 調査目的
- 第2 調査期間
- 第3 調査内容
- 第4 刑事事件の概要
 - 1 笹井保男関連
 - (1) 公訴事実の要旨
 - (2) 各被告人の刑事処遇
 - 2 森田徹関連
 - (1) 公訴事実の要旨
 - (2) 各被告人の刑事処遇
- 第5 事件の経緯
 - 1 入札制度の変更
 - 2 固定型への変更に伴う業界の反応
 - 3 笹井保男による情報漏洩
 - 4 森田徹による情報漏洩
- 第6 事件の背景
 - 1 入札制度の改正
 - 2 尾崎勝彦という人物の特殊性
 - 3 度重なる職員の不祥事
- 第7 事件の要因
 - 1 入札制度改正にあたっての、組織的対策の不十分性
 - 2 特定人物に対する悪しき慣例
 - 3 部署内のコミュニケーション欠如
- 第8 今後の対応策
 - 1 総 論
 - 2 現行制度の概観
 - 3 入札制度の再改正
 - 4 改善が求められる点

第1 調査目的

平成23年10月発覚の桑名市競売入札妨害事件について、事件の真相を究明するとともに、同種事件の再発防止を図る。

第2 調査期間

平成24年4月18日から同年7月31日まで（業務委託の契約期間）

第3 調査内容

1 全体打合せ（桑名市役所）

平成24年4月26日 午後2時～5時

(1) 総務部 総務課

質疑応答：調査スケジュール、不祥事再発防止の取組等について

資料提出：市職員倫理規程、詐欺事件の新聞記事等

(2) 市長公室 人事課

質疑応答：組織関係、不祥事再発防止対策について

資料提出：不祥事再発防止行動計画書、年間報告の概要、行政機構図、職員名簿（抄）、職員録（平成21～23年）等

(3) 総務部 契約監理課

質疑応答：入札制度、最低制限価格制度、改変の経過等について

資料提出：制度の改変の経過資料等

2 刑事記録閲覧（名古屋地方検察庁）

平成24年 5月22日 午後 被告人笹井・森田分

平成24年 5月23日 午前 同 上

平成24年 7月 6日 午前 被告人尾崎・伊藤・水谷・藤井・平野分

平成24年 7月19日 午後 同 上

3 事情聴取（桑名市役所）

(1) 平成24年5月24日 午前9時～正午

対象：笹井保男

- (2) 平成24年5月25日 午前9時～正午
対象：森田徹
- (3) 平成24年6月19日 午前9時30分～正午
対象：元建築住宅課長 大橋正
- (4) 平成24年6月29日 午前9時30分～正午
対象：総務部長 城田直毅
契約監理課長 近藤浩
用地監理課長（平成21年度契約監理課課長補佐兼契約係長・平成22～23年度契約監理課長） 岡本浩
契約監理課長補佐兼契約係長 伊藤隆光
- (5) 平成24年6月29日 午後1時30分～3時
対象：元人事課長（現保健福祉部理事）加藤洋士
- (6) 平成24年6月29日 午後3時～5時
対象：前人事課長（現総務部次長兼総務課長）内田雅彦

なお、笹井及び森田をはじめとする上記対象者からは、法的責任追及のためではなく、再発防止策を検討するために事情等を聴取するものである旨説明のうえ、供述を得ている。

第4 刑事事件の概要

1 笹井保男関連

(1) 公訴事実の要旨

被告人笹井保男・尾崎勝彦・伊藤利光が共謀し、平成21年5月実施の大和小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事の入札につき、笹井が尾崎に対し最低制限価格率を伝え、尾崎がこれを伊藤に伝え、伊藤がこの情報に基づき桑名市役所に入札書を郵送することにより、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした。

(2) 各被告人の刑事処遇（役職等は事件当時）

ア. 被告人笹井保男

（桑名市職員・都市整備部建築住宅課課長補佐兼営繕第一係長）

平成23年10月26日

罰金100万円の略式命令（同年11月9日確定）

イ. 被告人尾崎勝彦（アルバイト）

平成24年3月23日 下記追起訴分と併せて、

懲役1年6月・執行猶予3年の判決（同年4月6日確定）

ウ. 被告人伊藤利光（有限会社マルマ工務店代表取締役）

平成24年2月8日

懲役1年・執行猶予3年の判決（同年2月22日確定）

2 森田徹関連

(1) 公訴事実の要旨

被告人森田徹・尾崎勝彦・平野勉・水谷和世が共謀し、平成22年5月実施の在良小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事の入札につき、森田が尾崎に対し最低制限価格率を伝え、尾崎がこれを平野に、平野がこれを水谷に、それぞれ伝え、水谷がこの情報に基づき桑名市役所に入札書を郵送することにより、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした。

また、被告人森田徹・尾崎勝彦・藤井富明が共謀し、平成22年5月実施の大山田東小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事の入札につき、森田が尾崎に対し最低制限価格率を伝え、尾崎がこれを藤井に伝え、藤井がこの情報に基づき桑名市役所に入札書を郵送することにより、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした。

(2) 各被告人の刑事処遇（役職等は事件当時）

ア. 被告人森田徹

（桑名市職員・都市整備部建築住宅課課長補佐兼営繕第一・第二係長）

平成23年11月17日

罰金100万円の略式命令（同年12月1日確定）

イ. 被告人尾崎勝彦（アルバイト）

判決について上述

ウ. 被告人水谷和世（株式会社水谷組代表取締役）

平成24年3月23日

懲役1年・執行猶予3年の判決（同年4月6日確定）

エ. 被告人藤井富明（株式会社藤井建設代表取締役）

平成24年3月23日

懲役1年・執行猶予3年の判決（同年4月6日確定）

オ. 被告人平野勉（平野建材工業株式会社代表取締役）

平成24年3月23日

懲役10月・執行猶予3年の判決（同年4月6日確定）

第5 事件の経緯

1 入札制度の変更

(1) 平成16年9月1日～ 最低制限価格率をくじにより決定する方式

最低制限価格率の十の位と一の位 事前公表

小数点第一と第二の位 くじ引き

目的 職員の不正行為への関与の排除

弊害 入札価格が最低制限価格近辺に集中、抽選で落札者を決定

適切な積算をしないで入札参加の可能性

(2) 平成19年5月1日～変動型最低制限価格制度

入札後に、全応札者の上位（低い方）60%の入札金額を平均して、平均額の90%を最低制限価格とする。

目的 職員の不正行為への関与の排除

競争性の確保

弊害 低廉入札・落札による弊害

(3) 平成21年4月1日～中央公契連モデル式の固定型最低制限価格制度

最低制限価格を計算する算式の公表

目的 工事品質の確保と下請業者へのしわ寄せの防止

と変更して1件目の事件
から本誌がスタート

2 固定型への変更に伴う業界の反応

(1) 固定型に変更となり、予め定められた最低制限価格を下回って入札すると失格となるため、建設業界には、大変な危機感を持って受け入れられた。

(2) そのため、業者が、最低制限価格、乃至、最低制限価格率を、職員から違法に入手しようとする危険性が高まった。

3 笹井保男による情報漏洩

- (1) 笹井保男 都市整備部建築住宅課課長補佐兼営繕第一係長
市有建築物の新築や学校の耐震補強のような大規模工事を
担当
- (2) 平成21年4月23日発注の新入札制度に基づく最初の入札が対象になっ
た。

大和小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

入札日時 5月15日 午前10時

予定価格 54,280,800円

最低制限価格 45,981,600円

- (3) 笹井に違法に接触したのは尾崎勝彦であり、尾崎に最低制限価格を聞き出
すよう依頼したのは、有限会社マルマ工務店の代表取締役伊藤利光であった。
ア、伊藤は水谷元市長と桑名高校の同級生であり、水谷元が昭和63年に県
議選に立候補した時からの支援者で、尾崎は水谷元の私設秘書と目されて
いた。

笹井と伊藤とは面識はあっても、私的なつきあいはなかった。

笹井は、施設の職員と交渉していた際に尾崎が取り持って解決してくれ
たことがあって、尾崎に借りがあると感じていた。笹井は、尾崎が市役所
立体駐車場の竣工式の準備でも職員に対して幾つか指示を出したりしてい
て、実力者であると認識していた。

尾崎は、笹井について、杓子定規に物事を考えるのではなく、柔軟な考
えを持っていると評価していた。

イ、伊藤は、4月下旬、会社事務所から水谷元後援会事務所にいた尾崎に電
話で、大和小の最低制限価格を教えてほしいと依頼した。

尾崎は、これまでのお礼と今後の支援を期待して、その依頼を受けた。

- (4) 4月下旬、尾崎は、事前の連絡もせず、都市整備部を訪れ、部長不在を確
認して、笹井に声を掛けて部長室に呼び込み、大和小の工事の最低制限価格
率を教えるように頼んだ。

笹井は、不意打ちを食らって動揺した。しかし、ファイルを席の下の棚か
ら持ち出し、部長室の応接セットで、内申書の頁を開いて、最低制限価格制

度について説明した。笹井が算式の一般的な説明をしている間に、尾崎は大和小学校の最低制限価格率の84.71という数字を書き写した。

笹井は、尾崎に借りを感じていたし、尾崎が市長と親しい関係にあるので、拒否すれば人事上の不利益を受けるのではないか、逆に応じれば、尾崎がよい印象を持って、そのことが市長にも伝わり人事上有利に扱ってもらえるのではないかとの打算も働いて、尾崎の要求に応じてしまった。

尾崎も、笹井が、自分の背後に市長がいるからこそ、笹井が自分との関係を悪くしたくないと思って応じていると理解していた。

本件犯行の間、職場では、尾崎が建築住宅課内に入ってきて、さらに部長室を使用しても、誰も注意等しなかった。

(5) 伊藤は5月上旬に尾崎に電話して、尾崎から、84.71%を教えてもらい、マルマ工務店は、大和小学校の工事について、1000円未満を切り上げて、4379万2000円で入札した。

(6) 5月15日に、大和小の工事の開札があった。

入札者が8名あり、うち2名は最低制限価格を下回り失格となり、マルマ工務店が、唯一、最低制限価格と同額で落札した。

そのため、大和小学校は職員の誰かが漏らしたのではないかとの噂が落札直後から広まった。

伊藤に対しても、株式会社藤井建設代表取締役藤井富明から、「どんぴしゃ、誰に教えてもらった？」という電話が架かった。

(7) 落札後、伊藤は尾崎に落札を電話で報告し、尾崎からは、下請は市内の業者を使うよう要請があった。

伊藤は、尾崎へのお礼に、1万円の商品券を贈った。

マルマ工務店は、この工事で約350万円の粗利を得た。

(8) 笹井は、最低制限価格率を漏洩した結果、最低制限価格と全く同額の入札が行われ、漏洩の噂が立っていることにショックを受けた。笹井としては、漏洩が分からない程度に近似値での入札が行われると予想していたからである。もう少し配慮はないのか、いい加減にしろという気持ちであった。

その結果、笹井は、本件以後、一切、情報漏洩には応じなくなった。

1ヶ月後に尾崎から別件について電話で教えるよう要求があったが、市長

に迷惑が掛かるので、と言って断った。1回教えたからもういいという気持ちもあった。

- (9) 笹井は、以上の経過のいかなる時点でも、上司や同僚等に相談したことはなかった。職員倫理規程が定める「利害関係者からの不当要求報告書」も提出していない。

また、上記の漏洩の噂について、市からの事情聴取もなかった。

本件犯行も、笹井が森田事件の参考人として警察に出向いた際に自白したものである。

- (10) 尾崎の要求を断った後に、笹井が人事で不利益な扱いを受けた事実は確認できない。

笹井は翌22年4月に桑名駅周辺整備事務所に異動となったが、これまでも建築住宅課とそれ以外のポストを交互に経験してきたこと、その時点で既に7年在籍していて、21年度に発生した別の不祥事の対策として長期間同じポストに留まらせない方針が出されたこと、23年4月には主幹（課長級）に昇格したことから、建築住宅課から異動したこと自体を左遷であると断定できないからである。

4 森田徹による情報漏洩

- (1) 森田徹 平成20年4月 都市整備部建築住宅課営繕係主査に配属。

翌21年4月 第二係長に昇進

第二係は市営住宅の修繕等の小規模改修工事を担当

翌22年4月 第一係長も兼任（笹井の後任）

人事異動への不満

土木部局から建築部局への配転、しかも主査から主査への配転は、長年土木部局に在籍していた森田にとって大変なショックであった。

実際は技術職不足で、建築部局では当時52歳の笹井の下には50歳が2名しかおらずさらにその下は40歳まで下がって1人しかいない中で、他の部局に技術者を求めざるを得ないという苦肉の人事であった。

しかし、きちんと説明を受けなかった森田には左遷人事と受け止められ、市への忠誠心が低下する要因ともなった。

(2) 森田の供述によれば、最初の情報漏洩は同21年6月の入札の頃と思われる。

(3) 同年9月、芳ヶ崎市営住宅1号棟改修工事の入札が行われた。

この入札に違法に関わったのは、株式会社水谷組の代表取締役水谷和世と従業員、平野建材工業株式会社の代表取締役平野勉及び尾崎であった。

(4) 水谷は、同年5月開札の4工事において、マルマ工務店が1件を最低制限価格と同額で落札したのを見て、市役所の誰かが漏らしているのだろう、と疑った。

水谷は、マルマ工務店の伊藤は尾崎から聞き出していると推測したが、尾崎と面識がないことから、普段下請で使っている平野建材工業の平野に依頼することにした。

平野は、昭和63年の水谷元の県議の補欠選挙以降、水谷元の後援組織の元気会、水勢会、合歓の会に入会しており、尾崎は水谷元の県議の補欠選挙以降水谷元の私設秘書のような活動をしていた。

平野建材工業は水谷組の下請をしていたが、水谷組の従業員の口利きで水谷組との取引が増加して、平野はその従業員に感謝していた。

(5) 水谷は、平野に頼んで、尾崎を通じて、最低制限価格を聞き出してもらおうよう従業員に指示し、その従業員は、平野に依頼した。

平野は、その従業員からの頼みを断ると今後下請の仕事が減るかもしれないと思う断りにくい状況にあったため、依頼に応じた。

平野は、9月上旬、尾崎に芳ヶ崎市営住宅の改修工事の最低制限価格率を教えてほしいと依頼し、尾崎は、水谷組の依頼であることを確認して、平野の依頼に応じた。

平野は、市長の後援組織の「合歓の会」のメンバーの中でも、尾崎が一番親しみを持てる者であった。

(6) 尾崎は、第二係長の森田とは家が近所で知合いであり、森田が、同21年4月に第二係長になったことも知っていた。

森田も、新設道路の地権者の苦情を受けた市長の母親に頼まれて尾崎が陳情に来た際には、事情を尾崎が理解して地権者を納得させてくれたことで、尾崎が水谷家と深い関わりを持っているのを知るとともに、より親近感を持

つようになった。

(7) 尾崎は森田に電話して、最低制限価格率の数字を教えるよう頼んだ。

森田は初めは渋っていたが、上2桁の84だけでなく、小数点以下2桁も教えた。

森田は、既に6月頃に行われた入札でも数字を尾崎に教えてしまっており、一蓮托生と思っていた。このまま尾崎に教えていけば市長や幹部に自分の悪評が流れることはない、地位が守られるだけでなく、さらに、プラス評価につながることを尾崎が市長や幹部に言ってくれて出世につながるのではないかの期待を持つようにもなっていた。

森田は、土木部局から建築部局への配転を左遷と感じており、その原因として上司に対し口答えしていたのかもしれないと疑念を抱いていたことも、かかる判断に影響を与えたと思われる。

(8) 尾崎は平野に数字を伝え、平野は従業員に数字を伝え、尾崎に聞いたことも明かした。

その従業員は水谷に報告し、水谷組は最低制限価格と同額の1458万3000円で入札した。

(9) 開札の結果、水谷組が落札し、平野建材工業を下請に使った。

水谷組は、同年暮れ、尾崎に靴下セットの歳暮を贈った。

(10) 森田が第一係長も兼任するようになった同22年4月22日に、5月14日開札の以下の4工事の入札が公告された。

① 正和中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

予定価格 92,713,950円(消費税込み)

② 在良小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

予定価格 73,595,550円(消費税込み)

③ 城南小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

予定価格 65,014,950円(消費税込み)

④ 大山田東小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

予定価格 59,158,050円(消費税込み)

この入札に違法に関与したのは、水谷組の水谷とその従業員、平野建材工業の平野、藤井建設の藤井及び尾崎であった。

(11) 藤井建設の藤井は、市長の父水谷力が県議をしていた頃からの支援者で、当時から水谷力の運転手をしていた尾崎と面識があり、水谷元が市長選に立候補したときは毎日のように選挙事務所に顔を出して応援し、後援会に寄付したこともあった。その後は、尾崎は時々藤井の会社を訪問しており、藤井も水谷元を応援してきた。

藤井建設も売上が年々減少していたが、入札に参加しても、なかなか落札できないできた。

(12) 藤井は、4月22日の業界新聞で入札を知り、直ちに水谷元の後援会事務所の尾崎に電話した。尾崎は不在であったが、その日か翌日の4月下旬頃、尾崎が藤井の会社事務所を訪ねてきた。

藤井は、4工事の下の金額分まで分からないか依頼した。

藤井と並行して、平野も尾崎に依頼した。水谷組では4工事のうち、在良小、正和中、城南小の3工事を選び、最初は従業員が平野に頼んだが、平野が断ったので、水谷が再度平野に頼んだ。

4月下旬頃、平野は水谷元後援会事務所を訪問し、直接、尾崎に水谷組に頼まれたので、4工事の数字を教えてほしいと依頼した。

尾崎は、平野（水谷）や藤井の頼みを聞いてあげれば今後も水谷元を応援してくれると考え、いずれも応諾した。

(13) 数日後の4月下旬、尾崎は森田に電話し、上2桁の84だけでなく、小数点以下2桁の数字まで教えてもらった。尾崎は4つの数字を紙にメモした。

尾崎は、自分の背後に市長がいるからこそ、森田が自分の頼みを断って自分との関係を悪くしたくないと思い、教えてくれていると思った。

(14) 尾崎は、5月上旬、平野建材の事務所を訪問し、平野に工事名と4つの数字を記したメモを渡した。平野はメモを受け取り、自分の手帳に書き写した。

平野は、従業員に電話し、次に水谷にも電話連絡し、さらに、水谷組を訪問して、水谷にメモを渡した。

さらに、尾崎は藤井建設も訪問し、メモを藤井に見せて、それを藤井が書き写した。

尾崎は、さらに、マルマ工務店の伊藤からも電話で頼まれたので、メモを持ってマルマ工務店を訪問し、数字を教えた。

(15) 藤井建設は、正和中、在良小、大山田小の3工事に最低制限価格で、城南小は最低制限価格に200万円増額して入札した。水谷組は、正和中、在良小、城南小の3工事に最低制限価格で入札した。

5月14日開札された結果は以下のとおりである。

① 正和中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

計8社が応札

水谷組、藤井建設、マルマ工務店

最低制限価格 74,900,000円 で応札

くじでマルマ工務店に決定

② 在良小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

計6社が応札

水谷組、藤井建設

最低制限価格 59,400,000円 で応札

くじで水谷組に決定

③ 城南小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

計8社が応札

第1順位 宮崎工務店 52,450,000円

(最低制限価格 52,420,000円)

④ 大山田東小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事

計11社が応札

藤井建設 最低制限価格 47,670,000円 で応札

第1順位で落札

以上のとおり、最低制限価格と同額での入札が競合し、くじ引きとなる異常事態となった。

(16) 水谷組は、在良小の工事で600万円余りの粗利を得た。平野建材工業は水谷組の下請で参加し、粗利68万5000円を得た。

水谷は、尾崎にお礼として10万円のギフト券を贈った。

藤井は、会社を訪問した尾崎にビール券30枚を謝礼で手渡した。尾崎は、水谷元の後援会の合飲の会は桑名の下請業者が中心なので、藤井に桑名の下請を使うよう依頼した。

(17) 4件の内3件までが、最低制限価格と同額、内2件は複数と同額でくじ引きになったため、市庁内でも情報漏洩が疑われる事態となった。

5月28日、建築住宅課がマルマ工務店、水谷組、藤井建設からヒアリングしたが、漏洩を確認することはできなかった。

(18) 上記のヒアリング時近辺で、森田は庁舎内で尾崎とすれ違った際、漏洩はもうやめとかないかんわね、と声を掛けたところ、尾崎からは、そうやなあ〜と返事した。

その後しばらくは尾崎から入札情報漏洩の要求はなかった。

(19) ところが、同23年9月に、尾崎は、森田の席にきて、芳ヶ崎市営住宅第2第3号棟改修工事について、再び、最低制限価格率を聞いてきた。

森田は非常に驚いたが、この依頼を拒否したら、尾崎の怒りを買ってその背後にいる市長や仲のいい幹部により左遷等の不利益を被るかもしれないが、協力すれば市長などに気に入られ出世の足掛かりになるかもしれない、もう何度も教えてしまっているのに今更いやとは言えない、自分と尾崎とは一蓮托生なので教えるしかない、しばらく経っているのに、ほとぼりも冷めているだろう、と考えた。

森田はパソコンで内申書のファイルを開いて、最低制限価格率の小数点以下2桁を尾崎に伝えた。

なお、この工事は、最低制限価格より10万円高い1593万円で応札した業者が落札しているが、最低制限価格より1万円、2万円低くて失格した業者や、落札額より1万円、2万円多くて落札できなかった業者も複数いることから、共犯の業者まで特定できない状況にある。

(20) 森田は、結局、尾崎に要求されて、21年度は複数回、22年度は少なくとも1回、23年度は1回、情報漏洩してしまい、逮捕されなかったら、その後も尾崎に要求されて、最低制限価格を教えていたと思うと供述している。

森田は、漏洩した場合のメリットより漏洩を断った場合のデメリットをより重視して行動していたようである。当人は、突然土木部局から建築部局に異動になったことで、人事における人物評価は怖いと受け止めていた。

また、業者からの要求であれば断れたが、尾崎の要求には断れなかった、尾崎は市長に言わないとしても上層部に言う可能性がある、尾崎にはものが

言えない上層部ばかりだから、人事で不利益を受ける危険性があると判断したようである。

なお、森田は、笹井も同様の攻撃をうけて漏洩していたことには全く気づいていなかった。

(21) 森田は同22年4月に異動した笹井の後任として第二係長も兼任となった。

この人事が、森田が尾崎の要求に応じた応賞人事であると結論づけることはできない。

技術職が不足する中で苦肉の策として20年4月に土木部局から建築住宅課に異動していること、笹井が在職が7年と長期になり異動させる必要があったこと、技術職に限られる中で、笹井の後任者をさらに補充することが依然として困難である状況が認められること等からである。

(22) なお、上記のとおり、森田には余罪の存在が疑われたが、警察及び検察当局が鋭意捜査したにも拘わらず、立件にまで至らなかった。

桑名市が同21年4月に導入した最低制限価格制度も、時間が経過するに従って、業者が算式に次第に習熟し、最低制限価格の近傍や最低制限価格での入札まで可能になってきており、その結果、最低制限価格での落札率も次第に上昇し、23年度には6割程まで上昇していた。従って、仮に情報漏洩の疑いがあっても、それに基づく入札を特定するのが極めて困難な状況になっていた。

捜査当局が立件できなかった背景にはかかる状況などが強く影響していると推察される。いずれにせよ、現時点で、さらに余罪が疑われる事件の真相を究明することは事実上不可能と思われる。

第6 事件の背景

1 入札制度の改正

笹井・森田に対する働きかけが始まったのは、平成21年4月の入札制度改正によって最低制限価格が固定型になった直後からであった。

2 尾崎勝彦という人物の特殊性

一般の業者ではなく、市長の側近と目される人物からの働きかけであった。

3 度重なる職員の不祥事

事件内容こそ違え、本件以前にも職員による収賄事件等が発生しており、不祥事再発防止対策行動計画を実施している中で、本件が発覚した。

第7 事件の要因

1 入札制度改正にあたっての、^⑩組織的対策の不十分性

上記入札制度の改正は、工事品質確保を一つの目的として実施したものであるが、固定型となったことで、最低制限価格を事前に知り得る職員に対する、業者側からの接触があることは容易に予想された。

にもかかわらず、組織的な対策について、十分な議論を経たり、対応策が導入されたりした形跡がない。

従来の入札制度改正にあたって、業者から職員に対する働きかけを排除するという問題意識はあるだけに（※）、今回は危機感が足りなかったと見られてもやむを得ない。

職員個人の公務員倫理感が強固になったという裏付けがないのに、また個人の倫理観を過信するのは適切でないのに、これに依存し、組織的防衛の視点を軽視していた側面がある。

※ 例えば、平成19年の変動型最低制限価格制度の導入にあたっては、業者から職員に予定価格等を聞き出すための働きかけを排除できるという旧制度のメリットを残しつつ、デメリットを解消しようという問題意識が表れている（平成19年4月2日付契約調達課「変動型最低制限価格制度の導入について」）。

2 特定人物に対する悪しき慣例

市役所内には尾崎の要望にはできる限り対応するという傾向があったし、一民間人でありながら長年市役所のカウンター内に入出入りするという異常事態があったのに、管理職はそれを咎めずに黙認していた。

その状況を見ている部下は、尾崎に対する抵抗力を失うとともに、上司に相談しても仕方がないという心境に陥るのは自然な経過である。

尾崎は40代以上の職員であれば皆知っている特別の存在で、市役所内では

市長の側近と認識されていた。

その結果、対応次第で自己の人事処遇に有利・不利に働くのではという疑念が生じ、毅然と対応しても大丈夫だという確証をもてないまま職務にあたらざるを得なかった。

3 部署内のコミュニケーション欠如

笹井に関しては、突然尾崎が来訪し不意打ちを食らったという面があるにせよ、笹井・森田の2代にわたって、上司や同僚に相談せず入札情報を漏洩していた。

第8 今後の対応策

1 総論

すでに水道事件を契機として、平成22年4月から不祥事再発防止対策行動計画が発動している。

本件のうち、笹井の犯行は同計画実施前であるし、森田についても、実際は同計画実施前から犯行に及んでいる。

したがって、同計画の実効性がないことを直ちには意味しない。現行制度のメリットを活かしつつ、不十分である点の改善を図ることが肝要である。

2 現行制度の概観

(1) 平成22年3月 不祥事再発防止対策計画書作成

(2) 再発防止対策として4本の基本方針

- ① 公務員としての倫理意識の徹底
- ② 工事執行システムの改善
- ③ 組織の活性化
- ④ 職場風土改革

(3) 平成22年4月～ 不祥事再発防止対策行動計画 発動中

各部署で作成、評価会（現倫理審査会）で年2回評価

(4) 研修実施

(5) 服務規律についてのチェックシートの導入

(6) 公益通報制度の導入

3 入札制度の再改正

平成23年11月より、最低制限価格を変動型にする制度改正がなされた。最低制限価格情報の漏洩について防止策をとるものであり、一応評価することができる。

もともと、この制度でも、入札者数が少なく、変動型が発動されない場合には、依然として基準価格＝最低制限価格が適用されるので、その情報について、従来と同じ懸念が全く払拭されたわけではない。

したがって、変動型がどの程度発動されるのかどうか、入札実績を注視していく必要がある。

4 改善が求められる点

(1) リスクの想定と対策

部署（課）ごとに特有なリスクを洗い出し、組織的な対策を事前に講じておく必要がある。

とくに、業者との癒着が生じやすい部署や過去に不祥事が起きた部署は危険度が高く、特有の対策が求められる。危険の内容・危険度に即して、個別具体的で精緻なマニュアルを策定する必要がある。

なお、現状でも「不祥事防止チェックシート」や課ごとの「〇〇課危機管理マニュアル」が存在するが、この観点から見たとき、不十分であると言わざるを得ない。

(2) 組織内のコミュニケーション

上司・同僚に相談できる風土を常日頃から形成しておく必要がある。

また、せっかく規定されている職員倫理規程上の利害関係者からの不当要求に対する措置条項が、制度が本来予定するとおり運用されるような環境作りをする必要がある。

(3) 公益通報制度の運用

これまで運用実績がない。

周知が十分なのかどうか、とくに、通報により不利益が生じない点・相談

までは匿名でできる点が周知されているかを検証する必要がある。インターネットへ掲示するだけでなく、倫理研修を通じて積極的にPRする等の工夫が必要であろう。

また、利用しにくい点がないのか、特に、外部窓口が市の法制支援を担当する弁護士事務所である点は、市からの独立性に疑念がもたれないような措置を講ずる必要がある。

(4) 特別扱いの排除と人事制度の透明化

カウンター内立ち入りを禁止する等の形式的対策は当然のこととして、優先的取扱い等の特別扱いはしないよう徹底する。

また、尾崎からの依頼を断れなかった一つの要因として、人事上の不利益に対する漠然とした不安感（また、その裏返しとしての人事上の利益に対する期待感）が見て取れる。

本調査では、具体的な情実人事は確認できていない。

今後は、人事への影響は全くない点について、職員に対してアピールするとともに職員人事の公平性について全幅の信頼を勝ち取るよう人事制度の透明化が必要であると考えられる。特に、技術職が不足している現状で、異動等が唐突なものとならないよう、職員に対して十分な説明をする必要もある。

以上